

戸籍届出について

下記の届出について虚偽の届出を未然防止するため、本人確認が義務化されました。

- 婚姻届
- 離婚届
- 養子縁組届
- 養子離縁届
- 認知届

届出の際に、運転免許証やパスポート等の写真の貼付された身分証明証をお持ちください。
 なお、上記の身分証明書をお持ちでない方も届出はできますので、お届けされる戸籍窓口にご相談下さい。村民の皆様の理解とご協力をお願いします。

届出種別

種別	届出に必要なもの	届出期間	届出ができる人	届出ができる場所	届出受付場所
出生届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生届書(病院でもらえます) ・ 母子健康手帳 ・ 届出人の印鑑 	子供が生まれてから、出生日を含めて14日以内	子供の父親または母親	子供が生まれたところ、または住所地および本籍地のある市区町村役場	住民福祉課
死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡届書(病院でもらえます) ・ 届出人の印鑑 	死亡の事実を知ってから、死亡日を含めて7日以内	親族または同居人	死亡したところ、亡くなった方の本籍地のあるところ、または届出人の住所のある市区町村役場	住民福祉課
婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻届書(市区町村役場で配布しています。用紙は全国共通の様式ですので、最寄りの市区町村役場で受け取ってください。) ・ それぞれの戸籍謄本各1通(伊是名村に届けでる場合に、本籍地が伊是名村にあれば添付する必要はありません。) ・ 2人それぞれの署名及び旧姓の印鑑 ・ 婚姻届書には証人2人の署名・押印が必要になります。 		婚姻する2人	2人のいずれかの住所地または本籍地のある市区町村役場	住民福祉課
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚届書(市区町村役場で配布しています。用紙は全国共通の様式ですので、最寄りの市区町村役場で受け取ってください。) ・ 戸籍謄本1通(伊是名村に届けでる場合に、本籍地が伊是名村にあれば添付する必要はありません。) ・ 2人それぞれの署名及び印鑑 ・ 離婚届書には証人2人の署名・押印が必要になります。 		夫および妻	2人のいずれかの住所地または本籍地のある市区町村役場	住民福祉課
転籍届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚届書(市区町村役場で配布しています。用紙は全国共通の様式ですので、最寄りの市区町村役場で受け取ってください。) ・ 夫婦それぞれの署名および印鑑 ・ 戸籍謄本1通 		戸籍の筆頭者及びその配偶者	届出人の本籍地または新本籍地の市区町村役場	住民福祉課

※ 各届出について、基本的には上記内容になりますが、詳細につきましては伊是名村役場住民福祉課へご相談ください。

お 問 い 合 わ せ	所在地 : 〒905-0695 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1203番地 電話番号 : 0980-45-2001 FAX番号 : 0980-45-2467 部署名 : 伊是名村役場 住民福祉課
-------------	---